

第4期川崎市自治推進委員会報告書について（概要）

1 自治推進委員会とは

川崎市自治基本条例に規定する自治運営の基本原則（市民との情報の共有、市民の参加及び市民との協働の原則）に基づく制度等の在り方に関して調査審議することにより、市民自治の確立に寄与することを目的として設置する審議会等

【自治基本条例抜粋】

第33条 市における自治の拡充推進を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するため、市民及び学識経験を有する者を委員とする審議会等を設けて、自治運営の基本原則に基づく制度等の在り方について調査審議します。

2 委員構成

委員長 名和田 是彦（法政大学法学部教授）
副委員長 谷本 有美子（拓殖大学政経学部講師）
小倉 敬子（公益財団法人かわさき市民活動センター理事長）
恒川 康夫（公募市民委員・宮前区）
松本 玲子（公募市民委員・中原区）
横山 滋（公募市民委員・高津区）

3 設置期間

平成24年12月3日から平成26年3月31日まで

4 調査審議事項

- (1) 自治運営に関する制度等の運営状況について
- (2) これまでの自治推進委員会報告を踏まえた取組の実施状況について
- (3) 川崎市自治基本条例に基づく取組の総合的な評価について

5 報告書における総合的な評価の主な提案内容

(1) 参加に関する取組

- ① 参加手続の分かりやすい広報等を通じた参加機会の拡充
- ② 市民意見の反映結果を公表する方法の工夫（パブリックコメント手続年次報告書等）
- ③ 市民が直接参加して意見交換できる場の設定、土日・夜間の開催
- ④ 幅広い世代・主体が参加しやすい場となる 多様な参加手法の導入
- ⑤ 公募委員に求められる役割の丁寧な説明等、市民の 参加意欲を触発する工夫
- ⑥ 参加に関する取組状況の全庁的な把握

(2) 協働に関する取組

- ①「協働型事業のルール」をシンプルで分かりやすい制度としていくための検討
- ②「協働」に関する考え方の整理、様々な主体による連携・協力の取組支援
- ③市民間の連携・協力による取組実態の把握
- ④人材育成の取組、協働に関する適切な情報提供

(3) コミュニティに関する取組

- ①町内会・自治会だけでなく、コミュニティ活動の幅広い主体を交えた仕組みづくり
- ②町内会・自治会の果たしている役割の説明や幅広い世代の参加促進の工夫
- ③区役所、中間支援組織へのコーディネート役としての期待、地域で人材を発掘・育成する仕組みづくり
- ④市民間の連携・協力による取組実態の把握（再掲）
- ⑤地域コミュニティ施策推進の方向性の検討

(4) 区民会議に関する取組

- ①各種団体と連携した取組、まちづくり推進組織との連携、区民会議の見える化
- ②認知度向上のための工夫、区民が広く関心を持つ審議テーマの設定
- ③運営上の課題、委員の役割・任期、区民会議参与の位置づけの整理、在り方の検討

(5) 情報共有に関する取組

- ①世代や関心分野などに応じた様々な手法による情報発信
- ②市民意見の反映結果を公表する方法の工夫（再掲）
- ③市民が市政を身近に感じ、参加による成果という実感が持てる工夫
- ④課題解決の取組事例の積極的な発掘と効果的な地域への発信